

『胡琴教録』の藤原兼実関連談話について・基礎稿

森 下 要 治

はじめに

本稿は、院政末期から鎌倉初期にかけて語られた中原有安の琵琶に関する言談を筆録集成した作法書『胡琴教録』を、その文脈に沿って読み解き、『胡琴教録』が内包する論理を析出しようとする一連の研究の一部である。

ここ数年の諸先達の研究により、『胡琴教録』についての理解は大いに進捗を見た。殊に諸本研究や、これを利用して楽人の事績に関する研究などは、稿者が『胡琴教録』を読み始めたころと比較すれば隔世の感がある。しかしながら、例えば鴨長明に関する研究において興味を持たれたはずの中原有安その人への注視については、管見ながらさほどの進展を見たとは言いがたい状況かと思う。

右に述べたように、『胡琴教録』はおりにふれてなされた言談をその都度筆録して編纂されたものなのだから、まずはその折々の言談のひとつひとつを「ものがたり」として読み解きながら、関連する複数の談話相互の脈絡を発見

しつつ作品の本質に近づいてゆくべきだろう。稿者にはこうした立場から個々の言談の読解を試みた論考がいくつかあるが、それらに引き続いて、ここでは藤原兼実をめぐる談話を取り上げ、そうした談話に通底する論理に言及したい。

『胡琴教録』のテキストは、基本的に図書寮叢刊『伏見宮旧蔵楽書集成 二』所収の本文（以下「伏見宮本」）によるが、別稿で指摘のとおり伏見宮本にも文意不通の箇所が少なからず見られる。よつて、引用にあたって伏見宮本不審の箇所を傍点を付し、群書類従所収本の異同を（ ）で示した部分がある。また異同によつても解釈の及ばない箇所について、時に稿者の見解を示した部分もある。このほか、濁音符・返点を施して句読点を改めるなど、一部の表記に手を入れた。用例の所在は、上下巻の別と類従本に記される篇番号によつて、「上15」のように示した。

なお藤原兼実には『玉葉』があり、兼実その人の研究には欠くことのできない資料となっているのは周知のとおり

である。本稿は、まだこの大海のような『玉葉』の世界に浴しきれていない。飽くまで『胡琴教録』の記す兼実像の範圍に留まつている。題目に基礎稿と添えた所以であるが、この点に関して言えば、櫻井利佳による『玉葉』に見る九条兼実の琵琶―『文机談』御師争い逸話の史実考証を通じて―³⁾があり、詳細な調査によつて多くを教えられる。本稿で調査・検討がなお不足する部分については、今後の研究に期したい。

一 「どうだいには候はず」

藤原兼実が音楽の道に明るかつたことは諸書によつて知られる。例えば『文机談』⁴⁾は、次のような逸話を伝えている。

(後鳥羽院) やうく御元服ありて十二三にもならずをはしましぬれば、御比巴始あるべしとて天下鼓操す。職事、日時の勘文など陰陽頭にたづねらる。九条摂政殿よりはじめまいらせて、「たれかは御師にまいらせ給ふべき、九条殿が大宮のをとゞか、この御あらそひにてあるべからん」など、世にもれい的事なれば申しけり。

(第三冊「定輔比巴事」)

幼かつた頃の後鳥羽院の琵琶始の師として誰が相応しいのか。その世間での評判を書き留めたものである。身分もさることながら当然のことに琵琶の技量も必要とされる琵琶始の師にと、「大宮のをとゞ」(藤原実宗)と並び称されたことが伝わる。

こうして天下第一を争うほどの兼実の琵琶習得の初期に、『胡琴教録』によれば中原有安の教育との出会いがあったらしい。

1 又云、右大将殿の御師に参了後、参入法性寺殿、おほせにいほく、「大将比巴引になりたれば、かならず可^レ語也、我雖^レ非^レ業、多相^二先達等^一、故人の事をき、をくところ也」とおほせられて、種々に御ものがたりあり、

(下12)

右の引用文中、「右大将殿」「大将」と呼ばれるのが藤原兼実である。兼実の父「法性寺」藤原忠通から「大将比巴引になりたれば、かならず可^レ語也」として「種々に御ものがたり」を授けられる有安が描かれる。先達の事績を説話として後人の戒めとするのが楽道修行の重要な要素であつたことは、多くの楽書があたかも音楽説話集のごとき姿を見せることによつて明らかだが、先達・故人の事績を

兼実に語つて聞かせる役割が忠通から有安に託される点は重要である。まさに有安を兼実の師匠とする忠通の決意が見えるようである。また、兼実への教育に先立つ忠通から有安への口伝は、『中外抄』に知られる藤原忠実から中原師元への口授を思わせて興味深い。しかし、有安にとつて忠通との出会いは、苦々しい思い出でもあつたようである。

2 御前は無_二音勢_一、又くびふとくてひとにくし(ひきにくし)、当殿下大将御時参内、令_二弾_二比巴_一給之時、かの御前を給はらしめ給、予申云、「この比巴貴重物也、たふし(「ただし」か)絶妙にあらず(あらずといへども)、みるところ候、ひきにくきところをなをし候なば、さだめてたへなるものにまかりなり候歟、仰云、「大殿に申てすべく候」、すなはち申させ給、御返事に云、「くだんのおこは重代のさいくか」、答申給云、「ぢうだいには候はず」、仰云、「しからははゞかりあり」とて、御はからひなし、よてかさねて御さたなし、しかるあひだ、予ちよくぢやうによりて、禁中にして宝物どものこゑわろき事あるを、みなことゞくしゆりをくはふるに、だいじは(だいは)なをる、これを大将御覽じて、予参入之時、ひそかにこれをなをさる、くびのふときほそくなしをりぬ(をはぬ)、よて音勢もいできたる、又ひきよくもなれり、この事を二条院

つたへきこしめして、この比巴を御覽すべきよしおほせくださる、すなはちまいらせらる、こゑ神妙也、ついにとゞめられた、

(下21)

「御前」という名の琵琶をめぐる談話である。直せば「たへなるもの」になるはずという有安の申し出に、「当殿下」兼実は父・忠通の判断を仰ぐ。忠通の判断基準は、有安が「重代のさいく」であるかどうか、であつた。重代でない有安に向けられた「しからははゞかりあり」という言葉は、余人の想像を越える鋭さをもつて有安を貫いたはずである。

他方、「ちよくぢやう」によつて御物に修理を加える有安の仕事ぶりを見た兼実は、「御前」の手直しを命ずる。その結果は二条院にも認められるところとなつたという。有安に対する忠通の見方も、恐らくはこのような出来事とおして変わらざるを得なかつたであろう。

注意しておくべきは、「重代」に拘る忠通に対して、兼実にはほとんどその様子が見受けられない点である。忠通の「重代」への拘りを語るのは有安自身のそれへの拘りの裏返しである。それに対して兼実は、有安の仕事ぶりそのものを判断材料とする人物として語られる。『胡琴教録』の兼実像を象る重要な要素であろう。

有安に向けられた兼実の信頼は、次のような例からも窺い知れよう。

3又云、そのかみ殿下のはれの御所作の時は、予かならず参会しき、てうきむのぎやうかうの時、御比巴ひかじめ給しには、束帯をきて行事の蔵人のもとにゆきむかひて、ひかじめ給べき御比巴を、「もし絃柱などのあひだに破損事也有とみん」とて、こひの、しれど、そうくにて、少々に云をばきかず、「おほよそ破損なし、然々の人参て、絃懸柱つけしたゝめ了」などいひて、みゝにもきゝいれず、しかれども、「たゞ可二一見」、若人のしつしやくもあらば、もてのほかの事なり」とて、こひいだして、「さればこそひが事ありけれ」とて、つくろうよしゝて、うちくにてよくくひきつけましゝたる御比巴にとりかへて進了、事をは覽時、又参とりかへて退出せし也、しかの如の時、公物を給たるは、おほよそ不_レ可_レ説物也、或絃不_レ叶、或ところく_レの宝物ひくよもなき物なれば、みれんの人引べきやうもなき也、

(下2)

「殿下」すなわち兼実の晴の所作を、有安が陰から支えていた、という例である。兼実の思はは直接語られないが、

例えば「若人のしつしやくもあらば、もてのほかの事なり」との有安の言は、親が子に向ける心情にほとんど等しい。先の、兼実に語るべき先達の事績を忠通が有安に託す件とも読み合わせると、少なくとも有安の側からすれば、親の思いで若き兼実を支えようとしていたものに相違ない。

二 「よくく_レ可_二斟酌_一也」

兼実に向けられた有安の教育の実際はどのようなものであつたろうか。すべてを確実に知ることはできないが、その一部については『胡琴教録』の談話から窺うことができる。

4又云、袖をまくりてひくやうあり、又比巴を袖のうちにいれてひくやうあり、よくく_レ可_二斟酌_一也、九条右大臣殿比巴御されたころ、わが参入の時、ことさら法性寺殿下おほせられていはく、「かの二の説、いかやうにならうぞや、われは孝博がひきしをみしかば、いれてひきし時もありき、またまくりてひきし時もありき、不審為_レ々(為_レ之)如何」、わが申云、「二のやうに候、たゞしまくりてひくは、うしろのかたよりこれをみるに、すがたわるく候也、いれてひくやうよろしかるべく候か」のよし申了、

(上2)

5 右大臣殿にをしへたてまつりし時は、とをくてき、ちかくてき、よくく樹酌して作三程を垂也、すなはちいまさづくるとい也、したりたるやうには、しかもおそからずはやからざる也、これ孝博(孝博に)あらず、桂少輔にあらず、たゞいまのあむにひきまほしきやうにあらためひく也といふをし事也

(上12)

引用4から。「九条右大臣殿」兼実に琵琶を教えていた頃のこととされる。琵琶を弾くとき袖をまくつて弾くか、それとも琵琶を袖に入れて弾くかという二者択一について、有安はただ「よくく可三樹酌也」と述べる。「法性寺殿下」忠通は、二様を見せた藤原孝博の弾奏を回顧してこれを「不審」とする。それに対する有安の回答は、「まくりてひくは、うしろのかたよりこれをみるに、すがたわろく候也」というものであった。

「二のやう」があることを認めたいうであえて「樹酌」を加えて見せるという回答のあり方は、事にあたつて深く思考することを重視する有安の姿勢を示しているよう。「二のやう」の「やう」とはそれが様式化されたことを示す物言いであろうから、琵琶を袖のうちに入れるかどうかは、まさに様式として二様に定着していたものと考えられる。「重代」であるかどうかで有安を判断した忠通からすれば、

一つの事柄に二つの様式が並び立つことは確かに「不審」であつたに違いない。

引用5は、琵琶の搔合に関するものである。文意がはっきりしない部分があるが、「右大臣殿」への教育にあつてやはり「よくく樹酌」することが語られ、「たゞいまのあむ」の重要性が明確に示されている。

「よくく可三樹酌也」とは、有安の教育の特徴を示す言葉であつたのだろう。

これに対して兼実はどのような教え子であつたか。『胡琴教録』を見る限りにおいては、有安の満足できる弟子であつたようである。次の談話は「殿下」兼実の仰せ言に有安が賛意を示すというかたちで語られる。

6又云、殿下おほせにいはいく、「当世に管絃のかぶと、すべき人おほかたなき也、藤中納言定能こそぢうだい也、かつは物よくならひたる人也、もともその人たるべけれども、無下に上手がらのなき也、一日中宮御方にて御あそびありき、ひそかにきけば、かの卿云、「のべたる楽は一返、きうなる楽は三返にてあるべし」と云々、このやうおほきにうけざる事也、管絃と麻左とはかねてさだめ思べからず、時にのぞみてけうにいりていみじくけこうすれど、けうなくなればこれをやりやくす、しからば自然おもしろき、よくいできたらば、

数返もしてん、無興は一返にても、そのきよくのありやうによるべき事也、かねてしきをつくる事、もはら道をしらざるに、たり」と云々、このおほせもともしかるべし、

(下12)

「藤中納言」藤原定能をめぐる談話である。「ちうだい」で、「物よくならひたる人」との評価はおよそ定着していたものらしく、『文机談』にも次のように言われている。

くわんげんは、ちとの事までもさほうくでんをむねとする也。ふるくは俊雅の公・宗俊卿、中古は大納言定能卿・妙音院殿などこそ、かやうの口伝をばよくしろしめしたりけれ。

(第三冊「作法事」)

『文机談』が見せる定能への評価の柱は「さほうくでんをむねとする」「口伝をばよくしろしめしたりけれ」の部分であつて、『胡琴教録』の引用6「ちうだい」「物よくならひたる人」とは同工異曲と言ふべきだろう。しかし兼夷らしい評価はそれに続く「無下に上手がらのなき也」という部分である。その評価の理由は、彼の発言が「かねてしきをつくる」ものだったからである。その前には「かねて

さだめ思べからず」とも述べられ、管絃において「かねて」の取り決めを否とする兼夷の立場が鮮明に示されていると見られる。「もともしかるべし」との有安の評価は至極当然である。前に「二のやう」に惑わされる忠通の談話に触れたが、有安と言ひ兼夷と言ひ、「やう」(様)や「しき」(式)あるいは仕儀)への態度は一貫していよう。「やう」や「しき」よりも「時にのぞみて」の判断を優先する。そしてその背後には「よくく、斟酌」という有安の教育方針がある。これが、『胡琴教録』の描く有安・兼夷師弟の姿勢である。

三 「師にけうをぞんずべき也」

右に引用した『文机談』に関係して、注意しておくべき問題がある。それは次の談話に鮮明に示される。

7 師説云、太政入道、そのかみ中御門大臣宗能の家につきて呂律をならひ、秘事をうたひ(伝へ)給、底を払ひてつたへうけてのち、弟子内々に云、「かの丞相はやくしなれねかし、われ催馬楽の拍子とりてむ」といへり、これをんをしらざるいたりか、この事雖為秘談、かの大臣かへりきゝていはく、この(かの)人てんせいはたへなりといへども、この道において冥加あるべからず」といへり、そののちおほくのとしをへて、大臣しなれをはりぬ、弟子そのじんだりといへども、お

りふしをえずして、かの本意をとげず、ついによをのがれ給ぬ、この事すゑのよのしようし、のちのともがらのいましめなり、その道の冥加ををむ物は、師にけうをぞんずべき也、

(上1)

『文机談』では中古の「口伝」をよく知る者として並べられる定能と「妙音院」藤原師長だが、右の引用7のように『胡琴教録』は定能父・宗能と師長との間に師弟関係をめぐる確執があったと言う。それを『胡琴教録』は、師匠の死を願うという極端な形で示し、師匠宗能の言葉で、「この道において冥加あるべからず」と語らせているのが印象的である。談話末の「その道の冥加ををむ物は、師にけうをぞんずべき也」という言葉によつて「道の冥加」が繰り返され、そのまま師への「けう(孝)」へと接続される。重代や口伝といった考え方に絡んで相承をめぐる複雑な人間関係が知られるが、ここで師への不孝が印象付けられる師長像は、『胡琴教録』の別の箇所にもほぼ同じような姿をもつて語られている。

8又云、孝博しなんとする時、弟子四条大相国師長おはしまして問云、「秘曲、いまはみなつたへおはぬ、いまにおいてぬこむなし、如何」、答云、「催馬楽はまだ

しのく然(いまだしのくでん残)申侍し物を」といふ、つぎの日しにおはりぬ、

(上11)

ここでもやはり師匠の死が絡んでくる。すでに別稿で触れたとおり、この逸話は師長の側から、師長父・頼長の『宇槐記抄』仁平四年二月十一日条にも述べるところがある。

今日、師長、向二孝博法師家一問疾、(自)去年二重病一孝博、扶レ病起曰、我疾病、聴レ楽其痛暫休、即師長召二伶人一奏レ楽、師長彈二琵琶一、孝博曰、身心安楽、良久談語、師長帰了、

(増補史料大成、へゝ内は原文割り書き)

『宇槐記抄』に比して、『胡琴教録』の描く師長像はほとんど別人と言つてよいだろう。孝博の病の痛みを和らげるために楽を奏し、親しく語り合う『宇槐記抄』の師弟に対して、引用8では師匠の死に臨んでなお伝授の全うを確認しようとする師長の執心が強調されている。またその執心が裏切られることになるのも、一話の結末としては当然の成り行きであろうか。

ともかくも、音楽相承に関わる師弟関係について、『胡琴教録』では師長を不孝の弟子と位置付けることが顕著で

ある。この点、有安の教育の姿勢をそのままに引き継ぐ兼実は、師匠孝行の理想的な弟子、ということになつてくるだろう。

四 「孝博にあらず、桂少輔にあらず」

兼実関連談話の検討に際して師長を引き合いに出したのには理由がある。先稿において稿者は、有安と師長を比較して次のように述べた。

有安と師長は、その音楽経験に絞れば、非常に似通っている。兩人とも、琵琶だけでなく箏や声明といつた他の芸道にも精通しており、琵琶について言えば、ともに桂・西両流を学んでいる。ただし二人を分けたのは、師長が西流に近かつたのに対して、有安はより桂流寄りであつたことだ。二人の素質や習熟の度合いなどを度外視すれば、流派の分け目を軸として、ちょうど対称の関係にあると言つていい。⁶⁾

稿者は、右のような認識を有安自身が有していたものと見て疑われないが、すると琵琶に係る相承関係について有安の語りを問題にする場合には、師長への意識を無視するわけにはいかないのである。

師長の琵琶は、『胡琴教録』の述べるところによれば、次のようである。

9 桂少輔信綱は基綱するのこ也、子息の中には員外也、伊賀前司孝清がやしなひごになりて、伊賀大夫といふなり、その時孝博、同孝清がやしなひごなるによりて、信綱は孝博に比巴をならう、やうやくに成長のとき、ちゝの卿これをきゝていはく、「比巴ひきつべかりけり、しかあるには、すぞろなるものにならうべからず、われをしへむ」とて、おほききよくをゝしへらる、しかるに、定不^レ及^レ竭^ニ口待^ニ（口傳）一か、

（上12）

10 しかるに太政入道殿、そのかみ孝博に比巴をつたへならはしめ給し日、孝博がながれにつたへざるところのきよくとうをでんじゆせめん（せしめん）がために、かの少輔をしとす、入道殿きはめたる上手にて、このみちの宗匠に御座之故に、桂少輔はひかりをはなつ也、

（同右）

引用10において「太政入道殿」と言われているのが師長である。この中で師長が、西流は先にも登場した藤原孝博に、そして桂流は「桂少輔」源信綱に伝授されていること

が知られる。問題はこの信綱の方で、「入道殿きはめたる上手にて、このみちの宗匠に御座之故に、桂少輔はひかりをはなつ也」と、著名人の弟子を持ったことで師匠も名譽に与つたとの件が目を引く。また引用9ではさらに鮮明で、「定不_レ及_レ竭_二口待_一(口傳)二」と、信綱の芸の未熟が明確に述べられている。つまり有安の説明によれば、師長が受け継いだ桂流は全く不完全なものだったということになる。

これに対して有安自身の桂流は、これもすでに別稿に述べたとおり、極めて稀少な内容を備えたものと語られた。

11尾張守為遠、基綱がむこ也、其女子を外祖父為_二猶子_一て、曲調竭_レ員をしへさづけられた、おほはらの尾張殿といふはこれ也、予この人につきて、きよくをならひふをつたへ了、(中略)かのをはり殿おほくのとしのおひだ、ひしてつたへられずといへども、老てのちおほはらにゐられてのち、思返してしかながらつたへ給ところ也、この道のみやうが、なに事かこれにかん、専足_二甚秘_一云々、

(上12)

12予(有安の弟子某)問云、「かの尾張殿のながれ、当世たれの人ぞや」、答、「一切無之」、

(同右)

有安の桂流は、信綱父・基綱の孫女「おほはらの尾張殿」からの伝授によるものとされる。引用11では「専足_二甚秘_一」とされ、引用12では「かの尾張殿のながれ」が「一切無之」と言われて、その稀少性が大いに強調されることになる。また「この道のみやうが」は、引用7で先に触れたように、師長について「この道において冥加あるべからず」と述べる師匠宗能の言葉にも見えた物言いであった。かような例によつて、有安が自身を師長に比そうとしていたことが知られるのである。

有安と師長の対応はさらに根深い。「文机談」からの引用である。

かやうにしたゝめとりて、富家殿に申させ給ひけるは、「師長が比巴、いまだ玉淵の智なしといへども(この間落丁あるか)我が流とせん」とて、さらに儀を定め、式をつくる。これを妙音院の御流とはいふ也。西にあらず桂にあらず、ともにその徳用をむねとするが故也。

(第二冊「当道正流被申合富家殿事」)

傍線部「西にあらず桂にあらず」は、引用5で有安が自流について語つた「これ孝博(に)あらず、桂少輔にあらず

ず」と完全に対応する物言いであろう。また「儀を定め、式をつくる」は、これも先の引用6で「かねてしきをつくる事、もはら道をしらざるに、たり」と兼実に語らせる『胡琴教録』の論理と大いに対応するものと見て誤らないだろう。

『胡琴教録』における師長は、不孝の弟子として孝行な弟子兼実と対比され、琵琶継承者として有安に比ざれていると考えられる。

おわりに

藤原兼実関連談話をめぐる中から見えてきた事柄をまとめるとすれば、つぎのようになろうか。

①中原有安と藤原兼実の師弟関係は、非重代ながら力量の確かな師匠に対する弟子の信頼、という形で立ち現われる。

②有安の教えは時と場においての「斟酌」を重視するものであり、秘事や口伝のみに縛られることがない。この考え方は、弟子である兼実にも確実に受け継がれていると語られている。

③師匠の教えに対する兼実の信頼は、師匠に対する不孝の弟子としての藤原師長と好対照をなす。

④有安と師長も、琵琶継承者として、あるいは師匠とし

て、好対照をなしている。

およそ右の四点にまとめられるだろう。すると、さらに立ち入って考えなければならぬ。それは、師長がなした「西にあらず桂にあらず」の妙音院流に対して、「孝博(に)あらず、桂少輔にあらず」の有安は何を考えていたかということがある。別稿ではあいまいに「第三の立場」と述べておいたが、時の最高権力者である藤原兼実をも巻き込みながら構想されていたであろうものは、当然ながら妙音院流に対抗しうる自流の構築だったのではあるまいか。藤原師長にあつて中原有安にないものは、ただひたすら権威であつた。非重代ということへの拘りも兼実との師弟関係を殊更に強調するのも、また自らの琵琶の稀少性を謳うのも、いずれも権威への執着からであろう。むろん、政治的な権威など望むべくもない。兼実という強力な後ろ盾を得て、妙音院流に対抗しうる有安自身の流派が求められていたのではなかつたか。

その有安の流派の固めとなるようにとの祈りが『胡琴教録』には籠められているものと、今は考えておきたい。

注

(一) 代表的なものとして二松学舎大学21世紀COEプログラム「日本漢文学研究の世界的拠点の構築」の貴重な成果である『日本漢文資料 楽書篇 雅楽資料集 論考篇』(二〇

○六年三月)が挙げられる。中でも神田邦彦『胡琴教録』真名本について』は、真名本翻刻・校異、諸本解題目録稿、研究文献目録を付載し、今後の研究に資するところ大である。

(2) 森下「中原有安と大原尾張―琵琶桂流をめぐる情念―」(『国語と国文学』第七二巻四号、一九九五年四月)、同「胡琴教録人物覚書」(『広島大学文学部紀要』第五五巻、一九九五年十二月)、同「胡琴教録」の藤原師長関連談話について―管絃者の音楽語り―(『古代中世国文学』第八号、一九九六年五月)、同「胡琴教録」の源経信関連談話について―自流克服への志向―(『広島大学文学部紀要』第五六巻、一九九六年十二月)など。

(3) 注(1)『日本漢文資料 楽書篇 雅楽資料集 論考篇』(二〇〇六年三月)所収。『玉葉』音楽記事年表が付されて論考本編での考察の根拠を容易に確認できる。また今後の研究に向けての資料整備という点においても価値の高い成果となっている。『玉葉』に関する本稿の知見は、この櫻井論に全面的に依っている。ただしそこで示されている『胡琴教録』本文の読解について本稿で若干の異論を述べていることを付記しておく。

(4) 『文机談』の引用は、岩佐美代子『文机談全注釈』(二〇〇七年十月、笠間書院)による。以下同じ。

(5) 注(2) 森下論文のうち、「胡琴教録」の藤原師長関連談話について―管絃者の音楽語り―(『古代中世国文学』第八号、一九九六年五月)。

(6) 注(2) 森下論文のうち、「胡琴教録」の源経信関連談話について―自流克服への志向―(『広島大学文学部紀要』第五六巻、一九九六年十二月)。

(7) 注(2) 森下論文のうち、「中原有安と大原尾張―琵琶桂流をめぐる情念―」(『国語と国文学』第七二巻四号、一九九五年四月)。

(8) 注(2) 森下論文のうち、「胡琴教録」の源経信関連談話について―自流克服への志向―(『広島大学文学部紀要』第五六巻、一九九六年十二月)。

〔付記〕本稿は、平成二十一年十月十日に開催された、平成二十一年度広島文教女子大学国文学会研究会での口頭発表に基づき、例年この研究会では齒に衣着せぬ活発な議論が交わされ、研究と教育に向けた雰囲気はいささかも後退していない。今回も口頭発表から成稿への過程で、考えさせられた点のいくつかがあったことをありがたく思う。地方の小規模大学の、特に文系基礎学をめぐる困難な状況が取り沙汰される中で、このような意識を本会がなお維持していることを一言お知らせしておきたい。